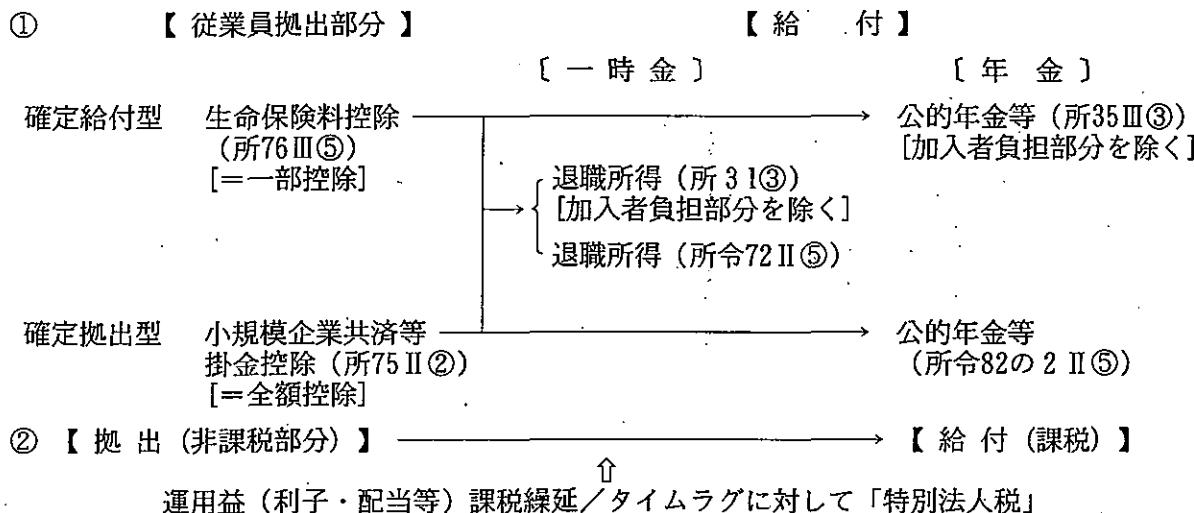


第3回 企業年金政策研究会(2009.6.26)
神戸大学 佐藤 英明

企 業 年 金 と 所 得 税 制

1. 企業年金をめぐる所得課税

(1) 概 観



[参考] 課税繰延の経済的效果

[表1]

年度	1年目	2年目
状況	課税	収益課税
期首資産	0	80
所得	100	8
課税所得	100	8
税	20	1.6
期末資産	80	86.4

[表2]

年度	1年目	2年目
状況	課税繰延	課税
期首資産	0	100
所得	100	10
課税所得	0	110
税	0	22
期末資産	100	88

[表3]

年度	1年目	2年目
状況	課税	収益非課税
期首資産	0	80
所得	100	8
課税所得	100	0
税	20	0
期末資産	80	88

※ 収益率10%、税率20%とする。

(2) ポイント

- ・ 「優遇」税制の内容 = 受給時課税への転換（拠出時控除 + 運用益取得時非課税）
+ 課税繰延益の供与 [特別法人税を課税しない場合]
：本来は、「拠出時課税 + 運用益取得時課税」

(3) 問題領域

- ① 「年金税制」としての性格付け ~ 企業年金の「2つの方向性」との関係

※ 企業年金の「2つの方向性」 [森戸・ジュリスト論文]

- (ア) 「労使合意を基本として自由な制度」 = 「労働条件的性格・賃金後払的側面」
- (イ) 「従業員の老後所得保障を強化するための制度」
= 「公的年金と相まって国民の老後の所得保障を担う制度という側面」

- ② 「年金税制」における位置づけ

2. 「年金税制」としての性格付けについて ~ 退職所得課税との関係

(1) 退職所得の課税関係

- ・退職所得は非常に優遇（退職所得控除／2分の1課税／所得税法内部での分離課税）
：「老後の糧」「社会政策的」考慮（最高裁S. 58. 9. 9 民37-7-962）
- ・企業年金における一時金選択可能性
⇒ 課税の不均衡の是正は技術的に可能（退職所得課税をベースラインとした場合）

〔参考〕退職所得控除に関する経緯

- ・平均的な退職所得には課税しない、という基本的なポリシー

現行制度 40年間勤続の場合 $70\text{万円} \times 20\text{年} + 800\text{万円} = 2200\text{万円}$ の控除

➤昭和13年改正による課税開始（5000円控除付き）

➤25年税制改正要綱 15%の控除

➤26年度補正予算に伴う税制改正要綱 分離課税/15万円控除(26年分は30%) / 2分の1課税

この後、累次の控除引き上げ等(29年度から勤続年数により増加、36年度から上限撤廃)

➤41年12月中間答申

「退職所得は永年の勤務に対する勤続報償的給与であると解され、その金額は退職時の給与水準と勤続年数によって決まるのが普通である。……しかし、特に永年勤続して老後の生活の安定を願う多くの給与所得者にとって最後の所得という感じから、その税負担のあり方についての批判が強い。まさに退職所得は老後の生活保障的な最後の所得であることにかんがみ、その担税力は他の所得に比べてかなり低いと考えられるので、できるだけ早い機会にその控除額を定年退職者の平均的な退職所得の水準程度まで思い切って引き上げることが望ましい。」

➤46年8月長期答申

「この退職所得の控除額については、昭和42年度の税制改正において、定年退職者の平均的な退職所得の水準程度まで大幅に引き上げられたところであるが、以後この控除額はそのまま据え置かれてきており、その後における平均的な退職所得の水準や物価水準の上昇を考慮すれば、これに見合って見直しを行なうことが望ましい。」

(2) 最近の議論

➤『わが国税制の現状と課題』（平成12年7月）

「近年、退職金の支給形態が徐々に一時金から年金方式に移行する動きが見られます。また、雇用形態の多様化・流動化の下で、長期に至らずに退職金を受けとる従業員が増加するとともに、退職金を支給する代わりに給与を増額する企業も見られるようになっています。

現行の退職所得課税の仕組みは、勤務年数が長いほど厚く支給される退職金支給形態を反映したものとなっていることから、退職金の支給形態の変化などを踏まえると、今後も長期勤続の場合を特に優遇していくことが適當かどうか検討する必要があると考えられます。」

➤『少子・高齢社会における税制のあり方』（平成15年6月）

「退職所得控除については、雇用の流動化が進展する中で、多様な就労選択に対し中立的な制度とする必要がある。従来と比べ個人所得課税の累進構造が緩和されていることや、最近の企業年金の普及等の状況を踏まえ、過度な優遇を是正するとともに、給与、退職一時金、年金の間で課税の中立性を確保していくべきである。」

➢『個人所得税に関する論点整理』（平成17年6月）

「近年においては、前述の雇用形態、就業構造の変化ともあいまって、退職金を支給しない代わりに在勤中の給与を引き上げる、退職一時金に代えて退職年金を支給するといったように退職金の支給実態は多様化している。」

こうした中、退職所得控除は、勤続年数20年を境に1年当たりの控除額が急増する仕組みとなっており、また、勤務年数が短期間でも所得の2分の1に課税されるなど、現行制度には必ずしも合理的とは言えない面がある。……

こうした状況を踏まえれば、退職金については、全体として多様な就労選択に対し中立的な制度となるよう課税のあり方を見直すべきである。

制度の見直しにあたっては……引き続き何らかの平準化措置が必要となる。また、重要な人生設計上の期待にも関わる問題となることから、所要の経過措置も含めた適切な工夫が必要であろう。」

(3) 整理

①給与、退職所得、企業年金の課税の中立性確保の必要性の主張

- ・主眼は「退職所得課税強化」（行き過ぎた優遇の是正）
=「老後の糧」論による退職所得優遇税制の論理の破綻、を示す

②不透明な方向性～どのような課税が可能か

- ・平均的水準の退職所得への非課税と「(企業)年金所得」への課税の強化は原理的に両立困難
：両者に制度設計上または制度利用上の選択性がある限り、中立性を害する
 - ・退職金受給時における課税の急速な強化は、社会的にみてきわめて困難
：「人生設計上の期待」
 - ・退職金について現実の受給時以前に課税することは現実的ではない
：依然として勤続期間中の権利の確定が薄弱
- ➡ 日本版個人退職口座(JIRA)と納税者便益番号(TBN)制度による対処の可能性
：退職所得への優遇を「非課税」から「課税繰延」へと変更する試み

③企業年金制度へのフィードバック～一時金選択可能制度の問題性

- (i)一時金（退職所得）として受給可能な企業年金について →「性格付け」の問題
- (ii)さらに、年金課税の強化が先行した場合 →「給付時課税の徹底」との関係

3. 年金税制としての性格付けについて

(1) 経緯

➢『税制の抜本的見直しについての答申』（昭和61年10月）

「10年金課税

(I) 公的年金

- ① 給付段階での公的年金については、税法上給与等とみなして、給与所得控除が適用されている。加えて老年者については、特別措置として、老年者年金特別控除が設けられている。
イ 公的年金を受給する老年者に対する控除の水準については、拠出世代と受給世代の間の負担のバランスという見地から見直すべきではないかという意見があるが、公的年金の受給者は、経済的稼得力が通常減退する局面にある高齢者であること等を考慮すれば、基本

的には現行程度の水準を維持することが適当であると考える。

(中略)

□ 紙与所得控除は、勤務関係を前提とし勤務に伴う経費を概算的に控除するとともに……紙与所得と他の所得との負担の調整を図る趣旨から設けられたものである。したがって、必ずしもこのような事情が認められない公的年金について、紙与所得控除を適用することは合理的ではないと考える。

しかしながら、公的年金は、通常、経済的稼得力が減退する局面にある者の生計手段とするため公的な社会保険制度から給付される年金であること等を考慮すれば、他の所得との間で何らかの負担調整措置が必要とされる事情があると認められる。

ハ 以上のような諸点を踏まえ、公的年金を受給する老年者に対し、基本的には現行程度の控除水準を維持しつつ課税制度の整備合理化を図ることとし、紙与所得控除及び老年者年金特別控除に代えて、他の所得との負担調整のための新たな控除を設けるとともに老年者控除を引き上げることが適当であると考える。

(中略)

(2) 企業年金

①

なお、企業年金に対する紙与所得控除等の適用については、公的年金と同様の見地からこれを見直すこととし、それぞれの企業年金の性格を踏まえ公的年金に準じた負担調整措置について検討することが適当と考えられる。」

※ 制度変更の効果

課税されない最低限の所得額は、昭和62年：230万円→昭和63年：242万円

cf. モデル年金受給額（平成元年）：236万8,800円

➤ 『少子・高齢社会における税制のあり方』（平成15年6月）

「（2）年金課税等の見直し

……これについては、次のような問題がある。（中略）

・ 年金課税の整合性という観点からみて、拠出段階を非課税としたまま給付段階も実質非課税とする現行税制は一貫性を欠いている。（中略）

このような問題に対し、次の点を念頭に年金課税の改革を行う必要がある。

①

（中略）

③

➤ 『個人所得税に関する論点整理』（平成17年6月）

「.....公的年金等については公的年金等控除の適用があり、他の雑所得とは所得計算方式が全く異なること、公的年金の受給者が増加していること、年金に係る所得が増大していることを考慮すれば、雑所得の中に留めておくことは適切ではなく、独立の所得区分を設けることを検討すべきである。なお、世代内・世代間の負担の公平を図る観点から、紙与所得控除の見直しも踏まえ、公的年金等控除のあり方については引き続き見直しが必要である。」

(2) 整理

(i) 企業年金の税制上の位置づけは、

「公的年金+企業年金」から「公的年金に含まれる企業年金（税制適格な私的年金）」へ

(ii) 「税制適格」な企業年金課税のあり方は、

→「拠出時控除・給付時課税の枠組みの徹底」

4. 若干の問題提起～再び企業年金の「2つの方向性」との関係

(1) 優遇税制の根拠と効果

(i) 「人的役務の対価に対する課税の中立性の要請」からは、企業年金に関する優遇税制は導かれない……「賃金後払的側面」の問題

：「優遇されている退職所得」と中立な程度の優遇、は別論

→「老後の所得保障制度の側面」をどのように具体的な税制と結びつけていくか

(ii) 税制適格な私的年金：「拠出時控除、給付時課税」の枠組みの徹底

：「税制適格」を「優遇措置の対象」と読めば、優遇措置の前提となる

(2) 給付時課税への転換について

(i) 拠出時全額控除の徹底という方向性

：拠出時控除の理由の整理の必要性（「似ている」で足りるか？）

cf. (1) 現行所得税法75条2項の立法理由説明（DHC所税コメ）

「確定拠出年金は、貯蓄と異なり、老後のための制度とするため、掛金の拠出限度額を設けるとともに、高度障害や死亡の場合を除き、原則として60歳に達するまでは引出しを認めない等の仕組みとなっている。」

「①個人型年金の加入は本人の任意であり、その掛金の額も拠出限度額の範囲内で本人が決定していること、②社会保険料控除の対象とされている厚生年金基金や国民年金基金のように公的年金部分（代行部分）も含めた掛金の拠出をする制度となっていないことから、強制加入の公的年金制度等が対象とされている社会保険料控除の対象とするよりも小規模企業共済等掛金控除の対象とする方が適している。」

cf. (2) 所得税法76条3項5号の立法時の説明（『改正税法のすべて〔平成14年度版〕』）

「適格退職年金契約と同様に、一般の生命保険料控除の対象となる生命保険契約等の範囲に、確定給付企業年金法に規定する確定給付企業年金に係る規約が追加されました。」

(ii) 給付時課税の徹底について

→一時金選択（=退職所得として課税）の問題点（(3)とも関連）

(3) 運用期間中における優遇について

(i) 「老後の所得保障制度の側面」の徹底=「望ましい年金」制度としての要件

拠出額制限／引出し事由・年齢制限／安定的な運用の必要性／透明公正な運営の確保 etc.

(ii) 一時金選択可能性につき、退職所得との関係の整理の必要性

：この選択可能性は「賃金後払的側面」と「老後の所得保障制度の側面」のどちらを示すのか

cf. 「老後の糧」論による退職所得優遇税制の論理の破綻

→「年金」としての性格の純化の方向性について検討すべき